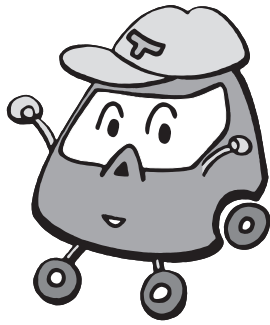


兵ト協ニュース

2013. 9 No.326
.....



安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)の認知に向けて
Gマークのラッピングトラックが走行します



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 自動車点検整備推進運動の実施について (依頼).....	1
貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の 受委託について.....	5
(兵庫県) 10月は「地球環境時代！新しいライフスタイル展開キャンペーン」 月間です。 ～環境にやさしい買い物をしましょう～.....	12
(全ト協) 「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」 の一部改正について...	13
平成25年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画.....	15
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	
運行管理者基礎講習 (後期) の開催案内について.....	17
○ 事務局からのお知らせ	
定期健康診断受診料助成について.....	18
原価意識向上「実践セミナー」のご案内.....	19
引越管理者講習開催について (お知らせ).....	21
理事会だより.....	23
委員会だより.....	24
○ 陸災防のページ	
平成25年秋の交通労働災害防止運動実施要綱	26
はい作業主任者技能講習会のお知らせ.....	29
○ 会員だより.....	34
○ 協会日誌.....	36



行政からのお知らせ



国土交通

国自整第82号の2
平成25年7月26日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、実施内容を定め、積極的に自動車の点検整備推進に努めていただきますよう傘下会員に対し、適切なお指導をお願いします。

なお、実施内容を定めた際には、速やかにその内容について報告をお願いするとともに、本運動の強化月間終了後、速やかに実施結果について報告をお願いします。

平成25年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平成25年7月
国土交通省自動車局

第1 目 的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係29団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、平成25年9月1日（日）から10月31日（木）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

1. 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発（女性、家族、長期使用車両のユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

2. 実施事項

- (1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の実施【主な目的：1. (1)(3)】
 - ① 「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するためのイベントを皮切りに、全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。
 - ② イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない一般の家庭にもイベントの効果が波及するよう努める。
 - ③ 各イベントにおいては、次回自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、参加者を対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。
 - ④ 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的：1. (1)(2)(3)】
 - ① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、女性や家族連れの記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトに作成していることを踏まえ、女性や家族連れが参加する週末のイベント等の機会をとらえて積極的に展開するよう努める。
 - ② 国土交通省、協議会及び連絡会の各団体が保有する車両の点検整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- (3) 重点点検の実施【主な目的：1. (2)】

運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施する。特に今年度は、昨年度の重点点検結果を踏まえ、ホイール・タイヤの確実な点検・整備について注意喚起を実施する。

また、バス事業者に対しては、平成24年3月に行ったプレス資料「バス火災の防止に向けた対策について」等を活用し、注意喚起する。
- (4) 講習や無料点検等の実施【主な目的：1. (1)(3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（平成24年7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済的負担事例に加えてエコ整

備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(5) 出前講座等の実施【主な目的：1.(1)(3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校等へ赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（平成24年7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検整備の必要性と方法について、特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

(6) 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的：1.(1)(2)】

「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。

(7) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的：1.(2)】

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

(8) 公用車の点検整備【主な目的：1.(1)】

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。

(9) 自家用自動車及び事業用自動車等の定期点検整備の推進【主な目的：1.(1)】

前検査を受検した自動車ユーザーについて、定期点検の実施を呼びかけるとともに、ハガキによる定期点検の実施状況調査を拡充する。また、前検査を行った事業者又は行おうとする事業者等（自家用大型貨物車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況の確認を強化し、定期点検の確実な励行を指導する。

(10) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発【主な目的:1.(1)】

エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付けによる車両火災事故やバッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。

また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用法についても周知する。

国自安第66号
国自貨第37号
国自整第78号
平成25年7月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の 受委託について

みだしのことについては、別紙の許可基準等により、貨物自動車運送事業法第29条による許可事務を行うこととするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

(別紙の許可基準は一部抜粋)

1 用語の定義

(1) 受委託点呼

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第29条（法第35条第6項の規定により準用する場合を含む。）及び貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）第16条（施行規則第30条第1項の規定により準用する場合を含む。）に基づき、輸送の安全に関する業務の管理の受委託に関し、国土交通大臣（地方運輸局長）の許可を受けて行う下記2（受委託の対象業務）に規定する業務をいう。

(2) Gマーク営業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所をいう。

2 受委託の対象業務

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条（点呼等）のうち、

- (1) 第1項前段（乗務前点呼）
- (2) 第2項前段（乗務後点呼）
- (3) 第4項（アルコール検知器の備付け、常時有効保持及び活用）
- (4) 第5項（点呼の実施記録及び保存）

に係る業務（対面点呼に限る。）とする。

3 委託の要件

(1) 委託者

委託者は、法第3条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者又は法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であることとする。

また、受委託の許可は営業所単位とし、委託営業所は、次のいずれかに該当するものであることとする。

ア Gマーク営業所であること。

イ 次のいずれにも該当する営業所であること。

(ア) 申請日前3年間及び申請日以降に、所属する事業用自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。

(イ) 申請日前3年間及び申請日以降に、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。

(2) 実施時間

1営業日のうち連続する16時間以内であることとする。なお、具体的な実施時間は、契約書に明記することとする。

(3) 契約の範囲

受委託点呼に係る契約は営業所単位とし、一つの営業所が複数の営業所に委託してはならないこととする。

(4) 実施場所

ア 受委託点呼の実施場所は、受託営業所又は受託営業所の車庫とする。

イ 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫（受委託点呼を受ける委託営業所の運転者（以下「被受委託点呼運転者」という。）が乗務する事業用自動車を保管している車庫のこと。以下同じ。）との距離が5 km以内であることとする。

(5) 対象運行

受委託点呼の対象となる運行は、次に掲げる運行以外の運行とする。

ア 自動車事故報告規則第2条第5号イからへまでに掲げるものを積載する運行

イ 特別な許可（特殊車両通行許可、制限外積載許可等）が必要となる運行

4 受託者の要件

受託者は、法第3条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者又は法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であることとする。

また、受委託の許可は営業所単位とし、受託営業所はGマーク営業所であることとする。

5 受委託点呼の実施者等

(1) 受委託点呼の資格者

受委託点呼を実施する者（以下「受委託点呼実施者」という。）は、受託事業者において選任された受託営業所の運行管理者又は補助者とする。

(2) 受委託点呼実施者の数

受委託点呼実施者の数は、受託営業所において運行を管理する事業用自動車（被牽引車を除く。以下同じ。）の数に、全ての委託営業所において運行を管理する事業用自動車のうち、受委託点呼の対象となる事業用自動車の数を加算した数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上とする。

(3) 受託営業所及び受委託点呼実施者の義務

受託営業所及び受委託点呼実施者は、受委託点呼に関し、法令にのっとり、誠実にその業務を行わなければならない。

(4) 受委託点呼実施者の名簿等の提出

受託営業所は、委託営業所に対し、あらかじめ次に掲げる書類を提出することとする。また、これらの書類に変更があった場合は、遅滞なく変更した書類を提出することとする。

ア 受委託点呼実施者の名簿

イ 受委託点呼実施者（運行管理者に限る。）に係る運行管理者選任届出書の写し

ウ 受委託点呼実施者（補助者に限る。）に係る運行管理者資格者証の写し又は基礎講習の修了証書の写し

6 委託営業所及び被受委託点呼運転者の義務等

(1) 受委託点呼実施者に係る指導の遵守等

ア 被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者が受委託点呼のために行う指導に従わなければならない。

イ 委託営業所は、受委託点呼実施者が受委託点呼のために行う助言を尊重しなければならない。

(2) 受委託点呼の開始時

委託営業所は、受託営業所に対し、あらかじめ被受委託点呼運転者、受委託点呼の対象となる事業用自動車等に係る次に掲げる書類について提出することとする。なお、これらの書類について変更があった場合は、遅滞なく変更した書類を提出することとする。ただし、ウからオに掲げる書類については、自動車の安全な運転に関連があるものに限ることとして差し支えない。

ア 運転者の名簿

イ 運転者台帳の写し（運転者台帳に記載された事項のうち、「運転者の健康状態」については、ウの書類としてもよい。）

ウ 直近の健康診断結果の概要が分かる書類

エ 病歴が分かる書類

オ 服用している薬が分かる書類（当該服用薬の使用上の注意が分かる書類を含む。）

カ 事業用自動車の定期点検整備に係る点検整備記録簿の写し

キ 受委託点呼時における委託営業所の緊急連絡体制表

ク その他、委託営業所及び受託営業所において必要と認める書類

(3) 受委託点呼日の一定期間前の日

委託営業所は、受託営業所に対し、受委託点呼日の前であって契約で定める日までに、点呼を受ける予定の被受委託点呼運転者の氏名、実施日・時刻、乗務前・乗務後の区分等が分かる書類を提出することとする。

なお、当該書類の提出後、受委託点呼実施前に、受委託点呼を受ける予定の運転者等が変更となった場合は、遅滞なく連絡することとする。

(4) 乗務前に係る受委託点呼時

- ア 委託営業所は、被受委託点呼運転者に対し、当該日の運行の計画について、電話等により適切に指示することとする。
- イ 被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、自己に係る次に掲げる書類等を提示することとする。
- (ア) 前日の勤務状況が分かる書類等
 - (イ) 点呼当日の運行計画に係る書類等
 - (ウ) 運転免許証
 - (エ) 乗務に係る事業用自動車の自動車検査証
 - (オ) 乗務に係る事業用自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書
 - (カ) その他、委託営業所及び受託営業所において必要と認める書類等
- ウ 被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、乗務に係る事業用自動車の日常点検の状況について報告することとする。
- エ 日常点検の結果に基づく運行の可否の決定については、委託営業所の整備管理者が、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこととする。

(5) 乗務後に係る受委託点呼時

被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、安全規則第7条第2項の規定に基づき必要な事項の報告を行うこととする。

なお、安全規則第8条に規定する乗務等の記録については委託営業所の運行管理者が、被受委託点呼運転者に対して記録させ、及び当該記録を保存すること。

7 委託営業所及び受託営業所の連携

- (1) 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼の結果、被受委託点呼運転者に運行を認めるべきではないと判断した場合は、その旨及び理由を当該被受委託点呼運転者に説明するとともに、速やかに委託営業所に連絡することとする。
- (2) 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、6(4)イの書類等及び同項ウの報告により、被受委託点呼運転者に係る法令違反を発見した場合は、点呼を中止し、中止した旨及び理由を当該被受委託点呼運転者に説明するとともに、速やかに委託営業所に連絡することとする。
- (3) (1)又は(2)の場合において、委託営業所が当該被受委託点呼運転者に運行をさせようとするときは、委託営業所の運行管理者が点呼を行い、運行の可否を判断しなければならない。この場合において、法令違反があるときは、委託営業所は、これを是正しなければならない。
- (4) 受委託点呼実施者は、乗務後に係る受委託点呼において、アルコール検知器による検知結果、6(5)の報告等により、被受委託点呼運転者に係る法令違反を発見した場合は、その旨を被受委託点呼運転者に説明するとともに、速やかに委託営業所に連絡することとする。
- (5) 受託営業所は、全ての受委託点呼実施者が病気等で不在となったこと、全てのアルコール検知器が故障したことなどにより、受委託点呼ができなくなった場合は、直ちに委託営業所に連絡することとする。

8 受委託点呼の実施記録

(1) 受託営業所における記録

受委託点呼の結果については、受託営業所において、安全規則第7条第5項の規定に基づき、点呼の実施記録を作成及び保存するとともに、速やかに当該記録の写しを委託営業所に提出することとする。

(2) 委託営業所における記録

(1)により、受託営業所から提出された点呼の実施記録の写しは、委託営業所において1年間保存するとともに、委託営業所が管理する同日の点呼の実施記録に、受委託点呼の状況が分かるよう所要の記載を行うこととする。

9 留意事項

(1) 運行管理規程への明記

受委託点呼における業務の処理方法等については、委託営業所及び受託営業所の双方において、運行管理規程に明記することとする。

(2) 個人情報の厳正な取扱い

委託営業所及び受託営業所は、被受委託点呼運転者に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱わなければならない。

(3) 委託営業所の運行管理者による点呼の確保等

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日付け国自総第510号等。以下「解釈運用通達」という。）第7条1.(9)の規定を考慮し、委託営業所の運行管理者による点呼が、受委託点呼の回数を含んだ当該委託営業所の総点呼回数の3分の1以上となるよう措置すること。

なお、受委託点呼のみを受け、委託営業所の運行管理者と長期間対面しない運転者がある場合、委託営業所の運行管理者は、当該運転者の作成に係る乗務等の記録を十分に確認し所要の教育を行うとともに、安全規則第10条第1項の規定に基づく指導及び監督を的確に行わなければならない。

(4) 緊急時の対応

災害及び気象に関する警報が発令された場合、運行経路において災害等により大規模な通行止め規制が実施された場合等受委託点呼に係る運行に危険が生じるおそれがあるとき、受委託点呼実施者は、その状況等について委託営業所に連絡することとする。

この場合において、委託営業所において運行を行わせると判断したときは、委託営業所は、安全規則第11条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(5) 受託営業所に対する定期的な調査・管理

委託営業所は、受託営業所に対し、受委託点呼が適切に行われているかについて定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託営業所に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をしなければならない。

また、受託営業所は、委託営業所が行う調査・管理について協力しなければならない。

トラック事業における

共同点呼について

国土交通省においては、トラック事業における輸送の安全の確保及び経営環境の改善のため、共同点呼（受委託点呼）制度を導入します。

トラック事業の共同化は、これまでも様々な取組が見られました。経営環境の更なる改善のため、中小事業者を中心にニーズの強い共同点呼の導入を進めます。

これまでの共同化の例

共同輸配送



軽油等の共同購入



共同点呼



昼はしっかり自社の運行管理者が点呼。夜や早朝は近くの事業者点呼を委託。これでどの時間の運行が依頼されても点呼ができる。



契約に従ってしっかり点呼させていただきます。



1

自社の点呼より緊張するな。携行品はきちんと持ったかな。



2

他社から任せられた点呼だ！しっかりやるぞ。

3

毎日健康を管理して、違反をしないように気をつけなきゃ！



それは結構だ。



4

輸送の安全と経営の効率化の両立

夜間点呼のための人員確保は厳しかったけれど、共同点呼を始めて本当によかった。



業界の発展のため、ともがんばりましょう！

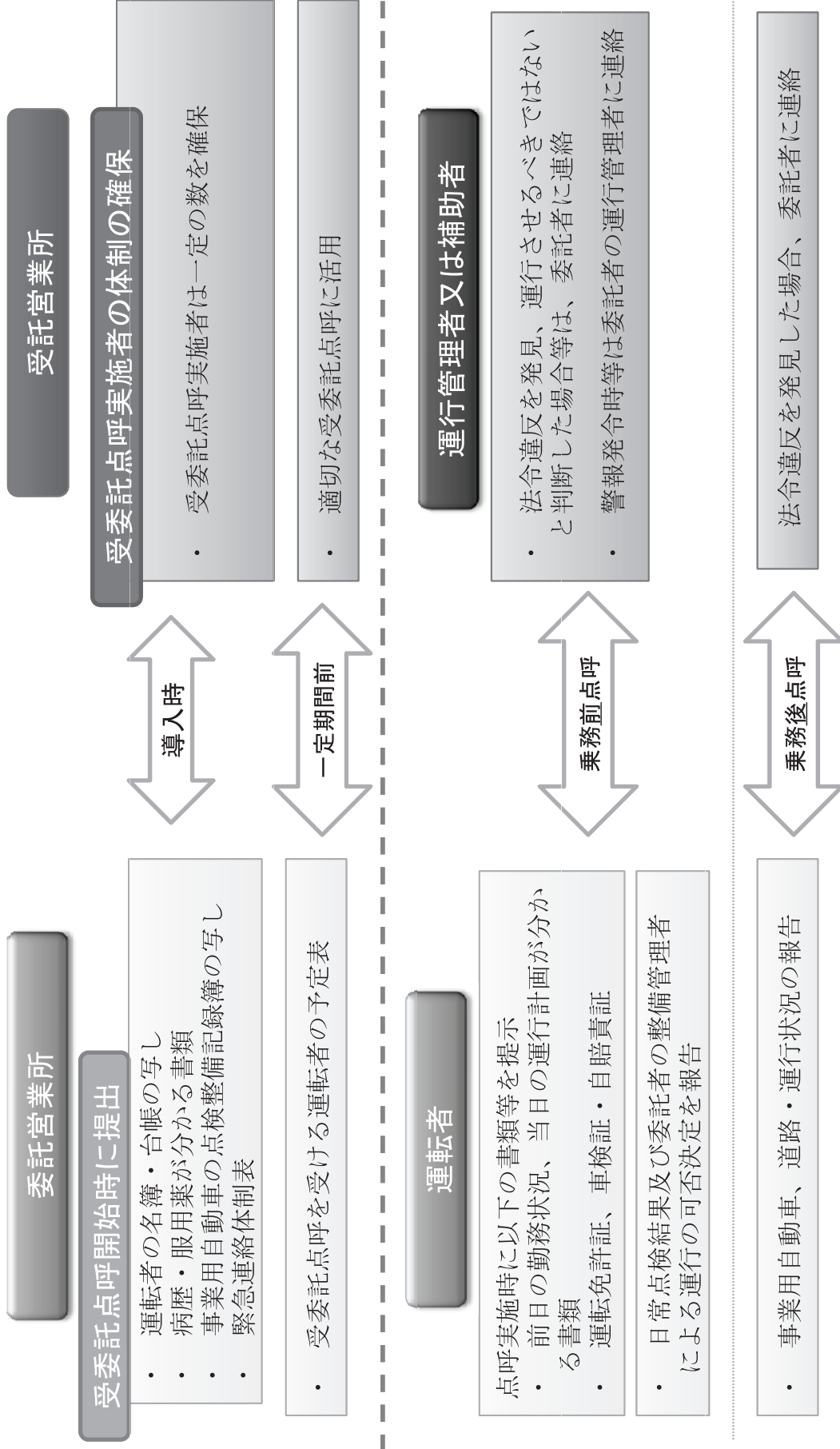


※共同点呼の受託者は、安全性優良事業所であること、委託者は、安全性優良事業所又は重大事故及び行政処分（点呼実施違反）が3年間ない事業所であることが必要です。

受委託点呼（共同点呼）のポイント

概要

- ① 貨物自動車運送事業法第29条に基づき、業務の管理の受委託の一形態として実施。
- ② 同条の許可申請に際しては、受託者及び委託者間で契約を締結。モデル契約書について後日通知予定。
- ③ 受委託営業所や運転者、運行管理者等が実施する主な事項は以下のとおり。



10月は「地球環境時代！新しいライフスタイル展開キャンペーン」月間です。 ～環境にやさしい買い物をしましょう～

新しいライフスタイル委員会及び兵庫県が、地球環境時代における新しいライフスタイルの展開を促進するためのキャンペーンを実施します。

みなさんも、この機会にぜひ環境に配慮した消費行動をはじめ、地球環境に負荷を与えない生活を実践してみてください。



実施期間：平成 25 年 10 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（木）
地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～

実施主体：新しいライフスタイル委員会、兵庫県

地球環境時代に適応した新しいライフスタイルの展開とは…

地球温暖化、生物多様性、廃棄物などの地球問題の重大さを認識し、日常の身近なところから、地球環境に負荷を与えない生活を実践すること。

具体的には…

環境にやさしい買い物をしましょう

買い物袋を持参し、再生品・「地元産」「旬」のもの・包装の少ないもの・詰替用の商品・はかり売りのもの・容器は再利用できるもの・長く使えるもの・環境負荷の少ないものを選びましょう。

省エネ生活を徹底しましょう

人のいない部屋は消灯する、テレビをつけっぱなしにしない、外気温に注意し不要な冷暖房は控える、冷蔵庫は整理整頓し扉の開閉回数も少なくする、入浴時はお湯やシャワーの使いすぎに注意する、駐停車時はアイドリングストップするなど、地球と家計にやさしい省エネ生活を徹底しましょう。

お問い合わせ：兵庫県環境政策課エコライフ係
TEL 078-362-3156

全ト協

全ト協発第202号(環・適)

平成25年8月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良三

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」 の一部改正について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省から別添のとおり通達があり、新たに運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について定めるとともに、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー・講習会の認定及び受講に伴うインセンティブの付与等について示されています。

つきましては、本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について

平成21年10月16日付けの通達で自動車運送事業における運輸安全マネジメントの新たな取扱いを定め、平成24年5月に民間のリスクマネジメント会社、運輸関係団体、国土交通省等をメンバーとする運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会が設立され、官民が連携して運輸安全マネジメントについて一層の普及・啓発を推進することとなり、以下のとおり、標記通達の一部を改正しました。

<平成25年7月22日付け通達改正概要>

○ 民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会の認定

民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナー等を実施する仕組みを構築することとしました。

○ インセンティブの付与

上記セミナーを経営管理部門の要員が受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象としないことができることとしました。



平成25年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

平成25年 8月
(公社) 全日本トラック協会

全日本トラック協会(以下「全ト協」)は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成25年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(土)から同月30日(月)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

- 記 -

1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者」)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行させる。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行させる。

(3) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

(4) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

(6) **トレーラ事故の防止**

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(7) **踏切事故の防止**

重大事故となる列車との衝突を確実に防止するため、踏切手前での一旦停時に、左右のみならず、渡った先の交通状況の確認を徹底させる。

(8) **交差点の事故防止**

全ト協制作の「交差点での事故を防げ！！」等を活用し、交差点での巻き込み事故等の防止を図る。

(9) **高速道路上における人対車両事故の防止**

高速道路上で事故または故障車及びその周辺で佇む人、道路工事の作業従事者等の人対車両事故が多発しているため、漫然運転や脇見運転の防止を徹底させる。

(10) **過労運転の防止**

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努める。

(11) **過積載の防止**

道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、過積載の防止を徹底させる。

(12) **「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚**

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底させる。

2. 車両の安全性確保

事業者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者は、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」の購読により事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、全従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

自動車事故対策機構からのお知らせ

運行管理者基礎講習（後期）の開催案内について

自動車運送事業者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所

平素は当機構の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
当機構では今後運行管理業務に携わっていかうとされる方々を対象に運行管理の適正な業務遂行を図っていただくための基礎講習を開催しております。
つきましては、基礎講習の日程等下記のとおりご案内させていただきます。

記

1. 開催日程

業 態	開 催 年 月 日	定 員	会 場
貨 物	平成25年11月26日(火)～28日(木)	156名	神戸港湾労働者福祉センター
貨 物	平成26年2月19日(水)～21日(金)	220名	神戸海洋博物館

注意※3日間連続での受講となります。

講習会場には、駐車場はありません、公共交通機関等をご利用ください。

2. 申込方法

- ・独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ（NASVAホームページ）

<http://www.nasva.go.jp/>

より、指導講習予約システム（ページ中程「講習の予約はこちら」より）にアクセスして予約してください。予約には、Eメールアドレスが必要になります。

また、運行管理者国家試験の受験を希望される方は、別途「運行管理者試験センター試験事務センター」へ受験申請手続きが必要になりますのでご注意ください。

講習当日は以下の書類をご持参下さい。

- ① 予約確認書（予約後に印刷してご持参ください）
- ② 顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入）指導講習手帳がある方は不要

3. お問い合わせ先

〒650-0024

神戸市中央区海岸通2-3-10 萬利ビル2階

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 指導講習担当者 行

TEL 078 (331) 6890

4. 受講料

1人8,500円（消費税含む）（協会員については協会による助成があります。）

5. 国家試験に関するお問い合わせ先

運行管理者試験センター 試験事務センター

TEL 04 (7170) 7077

事務局からのお知らせ

定期健康診断受診料助成について

現在、実施しております標記助成は事前申込制になっております。

申込が、予算額に達した時点で締め切りますので、制度利用を予定の場合は、早めに申し込んでいただきますようお願いいたします。

詳細は、HPでご確認下さい。

<http://www.hyotokyo.or.jp/member-public/j19.html>

用紙等もダウンロードできます。

問い合わせ先：兵ト協業務部 TEL 078-882-5556

原価意識向上「実践セミナー」のご案内

今後のトラック運送事業を継続的かつ収益力のある産業として発展させていくためには、経営改善とともに原価水準に見合った運賃の収受に向けた取り組みを進めていく必要があります。事業全体、車両単位、取引先や業務単位ごとの原価水準を適切に把握することにより経営改善に取り組むことができます。また、輸送原価データを基に客観的数値を示した運賃交渉も可能となります。

本セミナーは、平成25年2月1日に全日本トラック協会の支援により開催しました原価意識向上セミナーに続く第2弾のセミナーになります。

標記セミナーを下記のとおり開催することとなりましたのでご案内致します。

受講を希望される方は、裏面「申込書」をコピーしてご使用いただき10月4日(金)迄にFAXにて当協会(FAX 078-882-5565)までお申し込み下さい。

－記－

日 時：平成25年10月17日(木) 13:30～17:00

場 所：兵庫県トラック総合会館 3F大会議室
神戸市灘区大石東町2丁目4-27

日 時：平成25年10月18日(金) 13:30～17:00

場 所：兵庫県トラック協会 西部研修センター
姫路市中地字村東26-1

講 師：日本PMIコンサルティング(株)

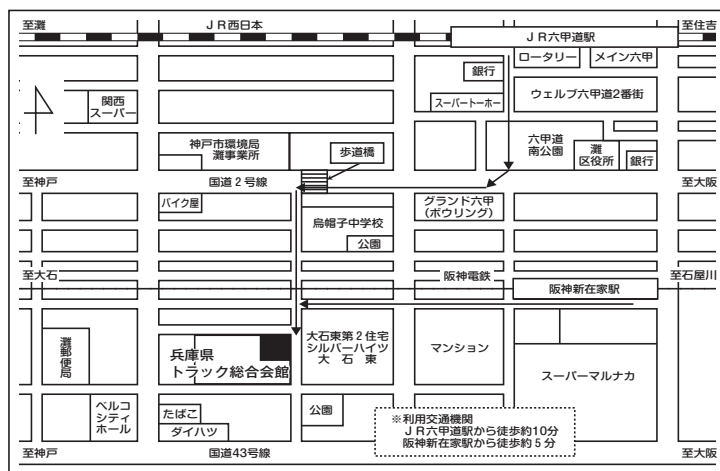
主席コンサルタント 小坂 真弘 氏

講 義 ① 車両別の原価計算
② 固定費・変動費の計算
③ 輸送特性別原価計算
④ 取引先別の原価計算
16:30～質疑応答

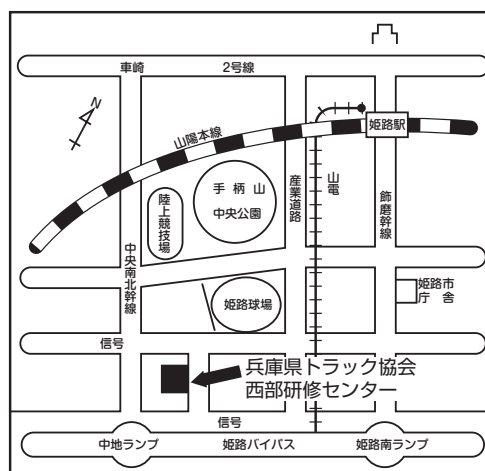
※ 当日は、電卓をご持参ください

<担当：兵庫県トラック協会 適正化事業部>

神戸会場



姫路会場



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100メートル、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『原価意識向上実践セミナー』申込書

兵庫県トラック協会（適正化事業部）宛
 (FAX 078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

◎10月17日（木）13：30～神戸会場（ ）

◎10月18日（金）13：30～姫路会場（ ）

会 社 名 _____

参 加 者 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X _____

所 属 支 部 名 _____

※ 参加者は、セミナー当日、電卓をご持参ください。

引越管理者講習開催について（お知らせ）

消費者対策の一環として、標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、是非受講下さるようご案内申し上げます。

なお、本講習は、全日本トラック協会が平成26年度から全日本トラック協会で開催する「引越管理者優良認定制度」の要件の一つになっております。

<注意>引越管理者講習（旧ステップアップ講習）は、平成17年度以降の引越講習（旧基本講習）受講済みで修了証を持っておられる方が対象です。

記

1. 引越管理者講習〔日時〕 平成25年10月24日（木）講習時間 10時～16時
（旧ステップアップ講習） *受付 9時30分～
2. 場所 [引越管理者] 兵庫県トラック総合会館 3F会議室
神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556
3. 講習内容〔全ト協実施要領に定める講習〕
引越管理者講習 : (1)引越業界の現状等について
(2)問題解決のための手段と事例研究Ⅰ・Ⅱ（グループ討議・研究発表等）
4. 受講対象者:引越管理者講習<引越講習受講済みで修了証(全ト協発行)を持っておられる方>
5. 受講申込み方法〔申込期日〕 平成25年10月10日（木）必着 *（FAXも可）
引越管理者講習：②引越管理者講習〔申込書兼受講票〕の写し
* ②引越管理者講習〔受講票兼受講票〕は、(社)兵庫県トラック協会のホームページ（掲載）のPDFからダウンロードをお願いします。
6. 申込先（問い合わせ先）(社)兵庫県トラック協会 業務部
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

○ 講習当日に持参〔受付時提出〕

※②引越管理者講習〔申込書兼受講票〕の本票を提出して下さい（名刺もご持参ください）

※筆記用具 鉛筆（HB・2B）、消しゴム、蛍光ペン（色問わず）

※ 修了証発行に必要ですから、当日写真を必ずご持参ください。

【顔写真の注意事項】

- 無帽無背景、かつ鮮明な写真 ●被写体は、申請者本人のみ、正面、肩口まで写っている
- 運転免許サイズ（縦：3.0cm×横：2.4cm） ●頭の上を必ず5mm程度空ける
- 6ヶ月以内に撮影されたもの。

※ 事前に受講申込みされていない方、受付時に上記の受講票が未提出の方は受講出来ません、ご注意下さい

(B) 引越管理者講習 [申込書 兼 受講票]

兵庫県 トラック協会

協会コード

0	2	8
---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※いずれかに○を付けて下さい

受講コード
(個人コード)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※前回受講の修了証の番号を記入して下さい。

①氏名

せい 姓	めい 名
---------	---------

※ふりがなを必ず記入してください。

※前回受講の修了証と同じ漢字を記入して下さい。

②生年月日

1	9	年		月		日
---	---	---	--	---	--	---

※西暦で記入してください。

③性別

男性	・	女性
----	---	----

※どちらかに○をしてください。

④事業所名

	営業所/支店名
--	---------

※正式名称で記入してください。

⑤宣伝している名称

--

※(例)
○○引越センター等
無ければ空欄で。

⑥事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑦電話番号・FAX

—	—	—	—
---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入してください。

受講者本人が、太枠内に楷書体で正確に記入してください。

講習会受講日	2 0 1 3 年 10 月 24 日
講習会受講地	兵庫県

【事務局記入欄】

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用いたしません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

(公社) 全日本トラック協会

《写真付き証明書の写しについて》

- ・前回受講時の修了証の写しを右欄に貼付して下さい。
- ・講習修了証を紛失等でお持ちでない方(基本講習と管理者講習連日開催の場合)は免許証の写しを右欄に貼付して下さい。
- ・免許証のない方は、社員証などで結構です。(顔写真があるものが望ましい。)

ここに貼付して下さい。

理事会だより

平成25年度常任理事会

日 時 平成25年7月16日(火)
場 所 兵庫県トラック総合会館
出席者 常任理事 23名

議案

1. 一般社団法人兵庫県トラック協会移行認可申請（案）について
2. 会員の入退会について
3. 協会の今後のあり方について

1号議案と2号議案は原案どおり承認されました。協会の今後のあり方については検討委員会を設置するが、メンバーや内容は総務委員会の中で検討していくこととなりました。

平成25年度常任理事会・理事会合同会議

日 時 平成25年8月21日(水)
場 所 兵庫県トラック総合会館
出席者 常任理事 22名、理事 28名

議案

1. 平成25年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
2. 平成25年度自動車交通公害環境対策運営事業特別会計補正予算（案）について
3. 第37回近代化基金融資推薦・実行状況について
4. 会員の入退会について
5. 「一般社団法人兵庫県トラック協会」への移行認可申請（案）について
6. 「(仮称) 法人組織改革等検討委員会」の設置（案）について
7. 副会長の選任について（案）
8. その他

1号議案から7号議案は原案どおり承認され、故 出雲 武 氏の後任として藤井和重常任理事が副会長に選任されました。

その他で会長から、会長退任について提案されましたが審議の結果、反対多数で否決され、会長は続投されることとなりました。

【藤井副会長の担務】

- ・ 担当委員会 交通対策委員会
- ・ 担当支部 明石支部、東播支部、淡路支部

委員会だより

平成25年度第1回交通対策委員会

日時 平成25年6月19日(水)

場所 兵庫県トラック総合会館

出雲副会長、他委員18名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 正副委員長の選任について
2. トラックの日の行事検討プロジェクトの委員について
3. その他

担当副会長	出雲 武氏	出雲運送(株)
委員長	月城 誠一氏	(株)月城商運
副委員長	武田 秀行氏	(有)三甲運送
副委員長	河田 勝幸氏	龍野運送(株)

平成25年度第2回総務委員会

日時 平成25年6月26日(水)

場所 兵庫県トラック総合会館

松原副会長、他委員13名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 正副委員長の選出について
2. 協会荷物配送業務の委託について
3. トラック事業における書面化の推進について
4. その他

担当副会長	松原 丈夫氏	三田運送(株)
委員長	櫻井 光男氏	加西合同貨物自動車(株)
副委員長	堀 秀夫氏	和歌山運送(株)
副委員長	濱田 長伸氏	(株)浜田運送

平成25年度第1回輸送秩序確立委員会

日時 平成25年7月25日(木)

場所 兵庫県トラック総合会館

亀田副会長、他委員21名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 正副委員長の選任について
2. 平成24年度事業報告について
3. 平成25年度事業計画について
4. 今後の委員会の運営について

担当副会長	亀田 昌廣氏	柳原運輸(株)
委員長	南谷 幸宏氏	(株)大前運送店
副委員長	上田 勝嗣氏	(株)ユービーエム
副委員長	藤尾 健司氏	姫路合同貨物自動車(株)

平成25年度第1回物流政策委員会

日 時 平成25年7月29日(月)

場 所 兵庫県トラック総合会館

北野副会長、他委員20名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 正副委員長の選出について
2. 平成25年度物流政策事業計画について
3. トラック事業における書面化の推進について
4. その他

担当副会長	北野 穰 氏	姫路合同貨物自動車(株)
委員長	大亀 保彦 氏	(株)大木産業
副委員長	松本 紀夫 氏	テーエス運輸(株)
副委員長	矢納 利夫 氏	(株)サラブエクスプレス

平成25年度第2回交付金運営委員会

日 時 平成25年7月30日(火)

場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡副会長、他委員20名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 正副委員長の選任について
2. 平成25年度交付金事業会計補正予算(案)について
3. 平成25年度自動車交通公害環境対策運営事業特別会計補正予算(案)について
4. 第37回近代化基金融資推薦状況について

担当副会長	原岡 謙一 氏	(株)原岡運送店
委員長	大谷 和弘 氏	日伸運輸(株)
副委員長	吉田 慎太郎 氏	(株)ヨシダ商事運輸
副委員長	三田 繁盛 氏	三田貨物運送(株)

平成25年度第1回環境対策委員会

日 時 平成25年8月2日(金)

場 所 兵庫県トラック総合会館

森川副会長、他委員24名が出席し、下記事項を協議・報告しました。

協議事項

1. 正副委員長の選出について
2. 平成25年度環境対策事業計画について
3. その他

担当副会長	森川 武夫 氏	(株)共栄運送
委員長	黒田 トオル 氏	黒田運輸(株)
副委員長	鳥居 豊太郎 氏	野田屋運送(株)
副委員長	脇村 照彦 氏	(有)山一運送



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

平成25年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成18年から実施し、今年で8回目を迎える。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成21年に過去最少（4人）となった。平成22年には14人と大幅に増加したが、その後2年連続減少し、平成24年には9人となった。しかしながら、平成25年は半年間で既に9人に達し、労働災害による死亡者数の6割を占め、極めて憂慮すべき事態となっている。

このため、今年は、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成25年9月1日から平成25年9月30日まで

3 主唱者

厚生労働省兵庫労働局、県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部、神戸新聞社

5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

6 実施事項

(1) 厚生労働省兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発
- ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

(3) 協賛者

- ア 事業場の実施事項に対する支援
- イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

(イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント（危険有害性の調査及び措置の実施）を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、アの①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

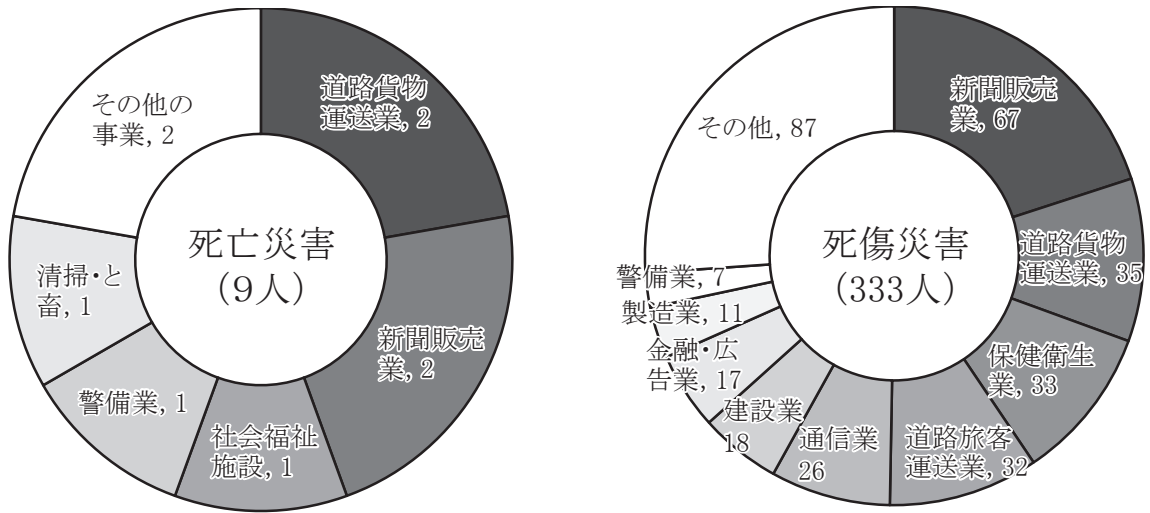
(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。（被災者の多くを高齢者が占める。）

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

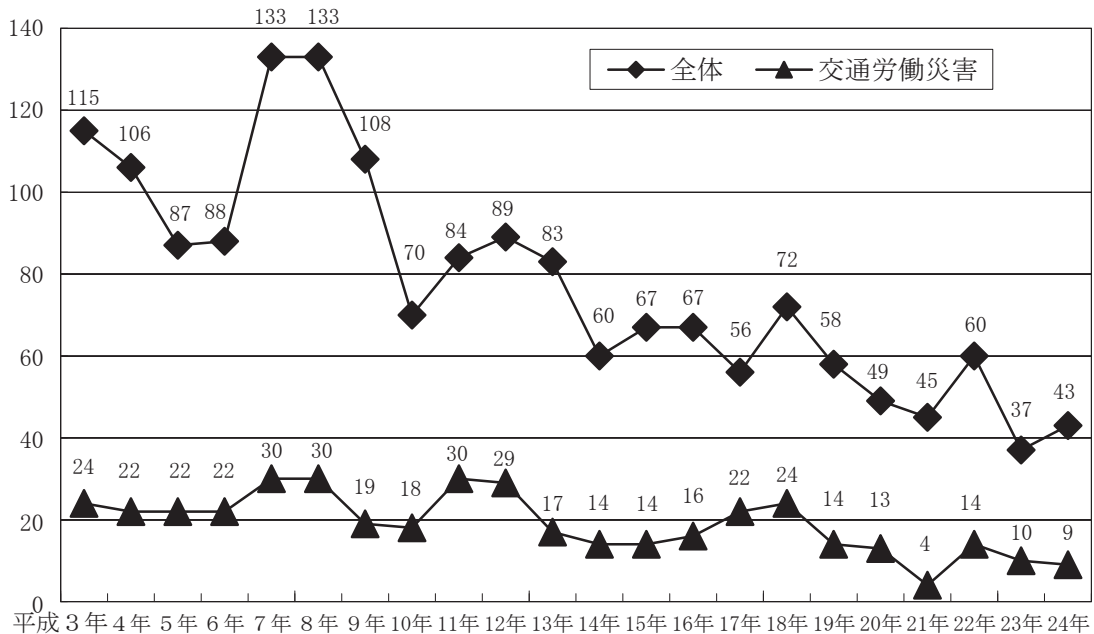
(参考)

兵庫県内の平成24年交通労働災害発生状況(単位:人)



注) 死傷災害: 死亡及び休業4日以上 of 災害
【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成3年～平成24年)(単位:人)



はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成25年11月27日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成25年11月28日(木) 9時～18時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成25年10月22日(火)～平成25年11月21日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時(12時～13時は除く)。

5. 持 参 品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

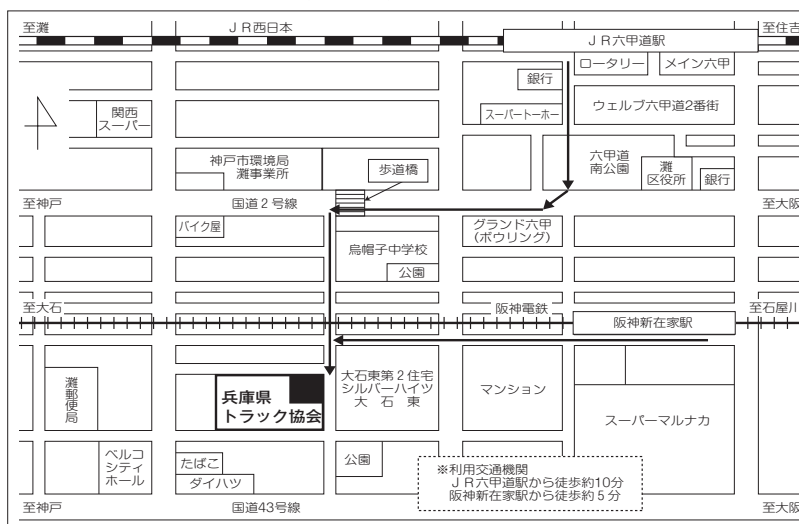
7. 留 意 事 項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別	修了証 番号	※		
氏名		男 ・ 女				
生年月日	年 月 日生	交付年月日	※			
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)			本籍	都道府県	
勤務先	所在地	〒 電話 FAX				
	名称					

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月から _____ 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日 ※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
平成25年度 技能講習等 実施計画表

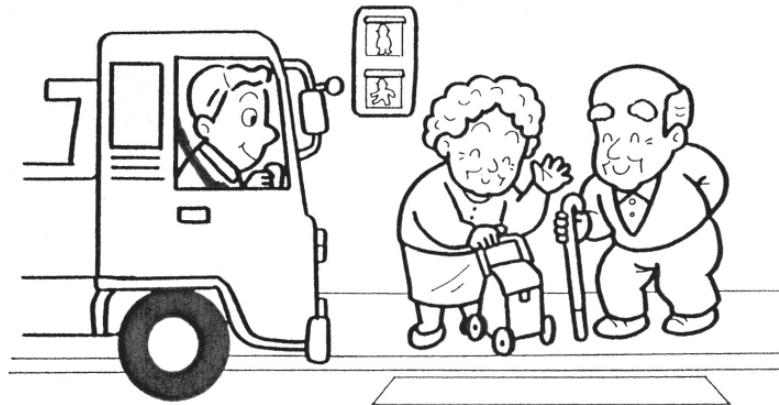
兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回2日間）

講師氏名（学科）上野勝司、吉永良一

		実施日時		講習科目（時間）	種類	実施場所
第2回	11月	27日（水）	9:00～17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 （神戸市）
		28日（木）	9:00～18:00			
第3回	H26 2月	19日（水）	9:00～17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 （神戸市）
		20日（木）	9:00～18:00			

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。



OFF
きれいな空気を大切に…
アイドリングストップ宣言
(社)兵庫県トラック協会

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 25 年 7 月末現在)

(単位：円/ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		111.17	109.40	118.19	121.17
出 光		109.48	114.74	115.82	116.00
J エナジー		108.83		121.00	130.00
コ ス モ		109.72	112.60	118.50	119.75
昭和シェル		109.00	108.80		111.40
モ ー ビ ル		110.88		117.00	119.00
エ ッ ソ		109.85	109.50		124.20
ゼ ネ ラ ル					135.00
そ の 他		108.58	109.64	112.80	113.93
総 計		109.60	111.37	116.28	119.35
25 6	全国平均	107.13	調査なし	113.10	114.15
	近畿平均	106.12		113.07	112.67

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円/ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成24年 8 月		94.92	98.58	105.67	102.51
平成24年 9 月		99.03	101.12	106.52	105.19
平成24年10月		101.70	103.83	111.74	111.96
平成24年11月		99.98	103.41	109.26	109.95
平成24年12月		99.90	102.43	108.13	108.31
平成25年 1 月		102.31	105.21	110.11	111.17
平成25年 2 月		105.37	106.93	113.72	115.12
平成25年 3 月		110.17	111.60	117.11	117.32
平成25年 4 月		110.88	112.96	118.02	118.86
平成25年 5 月		109.47	113.19	118.24	118.68
平成25年 6 月		107.21	109.08	117.56	116.20
平成25年 7 月		106.44	109.32	116.33	115.33
平成25年 8 月		109.60	111.37	116.28	119.35
年 間 平 均		104.38	106.85	112.98	113.07

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
25.7.26	但馬	一般利用	(株)西垣商事	西 垣 正 博	〒668-0084 豊岡市福田121番地1 TEL 0796-24-5515 FAX 0796-20-4024
8.3	西播	一般	四国名鉄運輸(株)	中 島 慎太郎	〒671-0251 姫路市花田町上原田242-7 TEL 079-252-7241 FAX 079-252-7240
8.8	東神戸	一般利用	R C(株)	川 瀬 武 晴	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2丁目1番3 TEL 078-857-1100 FAX 078-857-1105
8.8	神戸中央	一般	ライズ(株)	廣 永 忠 司	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目1番 神戸インキュベーションオフィス404号室 TEL 078-335-6266 FAX 078-335-6267
8.19	丹有	一般利用	西丹陸運(株)	西 田 宣 久	〒669-3466 丹波市氷上町稲継221-1 TEL 0795-82-8217 FAX 0795-82-8242
8.21	神戸中央	一般利用	(株)阪神流通	木 山 豊 章	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目1番110 TEL 078-304-6233 FAX 078-304-6234

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
25.7.16	東部	一般	コーウン運輸倉庫(株)	真 岡 伸 雄
8.2	東部	一般	サカエ冷機設備(株)	真 栄 田 義 助
8.7	東播	一般	播 磨 運 送 (株)	中 西 茂

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
25.7.22	30	住所	(株)翔 運 輸 西宮市大社町12-15-404	〒662-0866 西宮市柳本町1-13-103
7.25	144	代表者	大山環境整備自動車(名) 松 野 かづ子	松 野 剛
7.29	61	代表者	大 建 運 輸(株) 大 本 知 昭	大 本 健 太
8.5	78	代表者	(株)ジャパンエクスプレス 亀 山 芳 明	村 上 順 三
8.6	56	名称	栄 興 陸 運(株)	(株)ロジックス
8.7	165	譲渡譲受(代表者)	(有)カ ン リ ク 井 田 正 勝	カンリクEXPRESS関西(株) 田 中 忠 幸
8.8	80	代表者	日 東 物 流(株) 安 高 眞 人	河 内 満
8.9	92	代表者(1名増)	(株)ケー・ワイ・ティー 谷 口 道 子	谷 口 道 子・山 口 博 章

8.12	183	代表者	(有)御立輸送 下山悌司	下山高季
8.19	103	住所	(株)友興組 神戸市長田区海運町5丁目1-28	〒654-0121 神戸市須磨区妙法寺字廿苺1125-1
8.20	59	住所	神戸合同運輸(有) 神戸市東灘区向洋町中1-2-25	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-3-6

叙位・叙勲

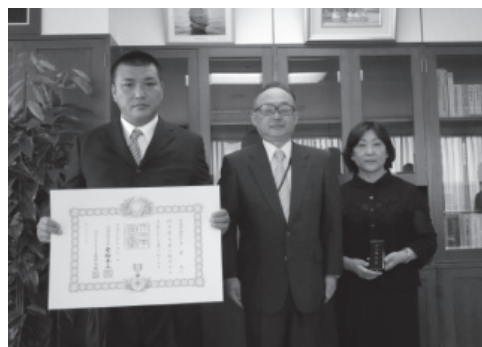
従六位 旭日雙光章

25.7.9	故 出雲 武 氏 (出雲運送株式会社)
--------	---------------------

平成 25 年 8 月 7 日 大久保近畿運輸局長から故人のご遺族に対して伝達されました。



(故 出雲 武 氏)



ご遺族の方への伝達

(左から出雲 公薫 氏、大久保局長、出雲 久生子 氏)

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
8・1	夏の交通事故防止運動(県)		11	全国道路利用者会議「理事会」	東海クラブ 「望星の間」(東京都)
2	環境対策委員会	兵ト協	9・11	交通安全県民大会	県公館
	近畿地区高速道路パトロール実施機関 連絡協議会定例会	大ト協		全ト協労働安全・衛生委員会	全ト協
6	運行管理者試験 事前研修会	兵ト協	12	自動車関係団体連絡会	自動車会館
7	国際海上コンテナの陸上輸送の 安全確保のための地方連絡	近畿運輸局 海技試験室	13	(公社)全ト協青年部会 東北ブロック大会	秋田 ビューホテル(秋田県)
9	KTS「正副会長会議」	ANAクラウン プラザホテル神戸	17	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
19	兵青協「第3回評議員会」	兵ト協	18	運行管理者「一般講習」(~20日)	兵ト協
	適正化事業業務検討委員会	全ト協	19	全ト協 第61回百貨店部会	ホテル グランピア京都
20	兵ト協ニュース等配送業務選定会	兵ト協	21	秋の全国交通安全運動(~30日)	
21	常任理事会、理事会合同会議	兵ト協	26	交通安全祈願祭	生田神社
22	三木会	兵ト協	30	交通事故死亡ゼロを目指す日	
	全ト協 常任理事会	東ステーションホテル 京		— 10月の予定 —	
25	平成25年度第1回運行管理者試験	神戸 ファッションマート	10・9	道路運送事業等運転者永年勤続表彰	運輸局
29	神戸市自動車公害対策推進連絡会	神戸市役所 3号館3F		第18回全国トラック運送事業者大会	ホテル 札幌芸文館
	— 9月の予定 —		13	トラックの日のイベント	マリニピア 神戸
9・1	兵庫県・播磨広域・姫路市合同防災訓練	姫路市夢前 スポーツセンター	17	原価意識向上実践セミナー (~18日まで)	兵ト協
4	取扱部会「見学会」	花王 和歌山工場他	24	引越管理者講習会	兵ト協
6	天狼会例会	兵ト協	25	兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
7	第25回全日本トラック協会青年部会・ 近畿ブロック大会	ANAクラウン プラザホテル神戸		優良自動車運送事業者表彰	ホテル プリムローズ大阪
9	全ト協環境対策委員会	全ト協	26	ドライバーコンテスト全国大会	茨城・東京
	近プロ適正化事業指導員研修会	大ト協	29	運行管理者「一般講習」(~31日まで)	兵ト協